

審議内容

1. 開会

事務局 会議開始の時間前ではございますが、委員の皆様がお揃いですので、ただいまより第3回城陽市上下水道事業経営審議会財政検討部会を開催させていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日の財政検討部会の委員の出席状況をご報告いたします。

本部会の委員総数は5名で、本日は5名の委員全員にご出席いただいております。城陽市上下水道事業経営審議会規程第6条3項の規定により、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

なお、オブザーバーの楠見会長につきましては、欠席のご連絡をいただいております。

次に本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に会議次第、資料番号3「水道料金体系のあり方」、資料番号4「城陽市水道ビジョンを実行あるものとするために（中間報告（案）」を送付させていただいております。

また、お手元には資料番号1「城陽市上下水道事業経営審議会財政検討部会委員名簿」、資料番号2「城陽市上下水道部職員名簿」をお配りしております。資料の不足等はありませんでしょうか。

《全委員 資料の配布不足なし》

次に本部会でございますが、非公開の会議としたところでございます。

従いまして、本日お配りしている資料につきましては、答申まで非開示といたしますので、取扱には十分ご留意願います。

部会の会議録につきましては、これまでと同様、会議での発言内容を全文筆記に近い要約筆記で作成いたしますが、会議が非公開であることから、概要のみ公開させていただきます。部会の詳細な会議録につきましては、答申後開示することとしております。

なお、会議録を正確に作成するため、会議内容を録音させていただきますので、

審議内容

ご了承をお願いいたします。

次に、上下水道部の職員でございますが、資料番号2の城陽市上下水道部職員名簿に記載しておりますので、ご参照ください。

また、本会議の運営支援を委託している株式会社浜銀総合研究所、株式会社NJSにも出席していただいております。

それでは会議に先立ちまして、副市長よりご挨拶申し上げます。

《副市長挨拶》

事務局 それでは会議の進行につきまして、部会長よろしくをお願いいたします。

2. 議題

部会長 皆様おはようございます。ただいまより、第3回城陽市上下水道事業経営審議会財政検討部会を開催いたします。

それでは、次第に基づきまして、会議を進めてまいりたいと思います。

本日の主な議題につきましては、水道料金体系のあり方について議論を進めたいと考えております。

また、これまでの部会での審議経過について、審議会に報告することとしておりますので、その内容につきましてもご審議いただきたいと考えております。

それでは、最初に前回の会議のまとめも含めまして、料金体系の考え方、料金体系案について、ご説明をお願いしたいと思います。

《事務局より「資料番号3水道料金のあり方」に基づき説明》

部会長 前回のまとめと、料金体系案についてご説明があったわけですが、まずは議論を分けて、前回の第2回の検討部会のまとめについて、ご意見等ありましたらお出しいただきたいのですが、いかがでしょうか。

《全委員 了》

部会長 私の方から1点だけ。

文章はこれでいいと思うのですが、3つ目のところで、企業債の残高を減少させていくため、企業債発行額を建設改良費3分の1にして、足りないところは料

審議内容

金改定をして埋めていくことかと思えます。

料金改定して増収した部分をどのようなことに使うのか、市民から見て、赤字の補填というようなネガティブな使途ではなく、耐震化事業や災害対策などの事業に資金を充てていくというポジティブな使途であるとまとめていければと思います。そこをもう少し強調していただくと、料金改定の意義が明確になってくるかと思えます。

それでは料金体系ですが、料金を改定するに当たって、固定費をどう回収するかという点で基本料金のご説明がありまして、2つのパターンを出していただきました。

なかなか難しい話ですが、議論していきたいと思えます。

口径別の使用水量分布グラフがあると、値上げの影響のイメージがつきやすいのですが、それなしに値上げの影響について議論するのは難しいところがございます。

案の1のように同じ率で値上げをするのであれば問題ないのですが、体系を変更する場合はそれぞれによって影響が異なるわけです。

例えば、京都市でも大幅に料金体系を変更したことがありましたが、大幅に値上げされる場合には、どれくらいの層の人達が、どれくらいの影響を受けるかを想定しまして、その人たちに向けてどのように説明していくべきか、という行政的な考え方で議論を進めていくことが多かったです。

料金体系について外部の目線から意見を言おうとすると、その資料がないとなかなか、ここを上げたらどうなるかとか、基本料金を上げたらどうなるかとかの影響度が見えてまいりませんので、非常に庇った言い方になるのかなと思えます。

今回の場合で言いますと、2つのパターンは基本料金と従量料金の配賦の割合の違いだけになっています。

例えば口径20mmを使っている方にとっては、基本料金で払うか従量料金で払うかの違いになってきます。これをもう一歩進めて、口径20mmで契約している一般家庭の方と、口径50mm以上の大口の使用者の方とのアンバラン

審議内容

スを変更しようとする、今回提案はありませんが、議論としては複雑になってまいりますので、手に余る気もしております。

今回の場合、基本料金の配賦について提案されているのは、日水協が言っている最大水量と能力の差、つまり回収できない部分になります。例えば、10ある能力のうち7しか使っていないとしたら、3を基本料金で回収して、残り7は使ってもらっているので従量料金で回収するということになります。

この考え方ですと、現在29%しか基本料金で回収できていないところを、32%を基本料金で回収することになります。

このように原則どおり回収していくのか、それとも一律に値上げをしていくのかという選択になるかと思えます。

改定案②については、使用水量が少ない人の負担が大きくなっていて、ネガティブな話になっていました。ですが、ポジティブに考えますと、従量料金が安いほど影響が少なくなりますので、企業さんに対しては、水を少しでも多く使ってもらおうというインセンティブとも考えられます。

私なりにご提案を見ておまして、現実的にはそういう効果が改定案②にはあるのかなと思った次第です。

ちょっと長くなりましたが、皆さんご意見ありましたらお出しただければと思います。

委員 上がる率については一旦置いておいて、最終的には絶対値で払うということが意識されると思います。

どちらの案をとっても、絶対値としてはむちゃくちゃ変わるわけではないのかなと僕自身は受け止めています。

結果として、大きな差は最終的にはないとは思いますが、ご説明を聞いていて思ったのは、説得のしやすさと言いますか、値上げをする理由付けをどちらのほうがよりできるのかという部分を、重要視するべきなのかなという印象を受けました。

改定案②では少量利用者の影響が大きいということなので、その方々がどれ位いるのかというのは気になるころではあります。

審議内容

それほど多くないのであれば、荒っぽい言い方ではありますが、あまり気にしなくてもいいのではないのでしょうか。

値上げの度合いも年間で考えますと、むちゃくちゃ大きい負担にはならないかなとも思いますし、将来的な水量減少に影響されないように、基本料金を上げるというのは一つの考え方ではないかと思います。

事務局 直近の口径13mmと20mmの一般家庭の使用水量ですが、20m³以下の使用者の割合は、だいたい2割くらいとなっています。

副部会長 それぞれの負担力といったところも考えなくてはいけなくて、そのあたりが難しいと思います。

少量使用者の方でも十分に負担力がある人もいれば、一人暮らしで水をほとんど使わない人もいます。

この後出てくる話かと思いますが、高齢者の方とか、国民年金だけとか、比較的低所得の人達をどう配慮していくのかについては、説明していくときに非常に難しくなってくるのかなと思います。

固定費と変動費の配賦割合を、少し現実ラインと言いますか、実態の割合にするというお話ですが、数字としては3%くらいの変更ということで大きくないけれども、全部割り付けるとそれなりに大きな金額になってくる場所です。

そのあたりをどこまで厳密に設定するのか。また、水需要自体が変わっていくというところがありますので、5年後、10年後には、この実態の割合が変わってくるかもしれません。

それでは5年後、10年後にまたこの割合を変えるのかとか、そういう話になってくるかと思います。

このあたりをこれから将来に向けてどのように設定していくのかということ、本当は考えておくことができればいいのかなど思いました。

細かい点で質問なのですが、大口のところ「工場用」というのはどういうものがあるのでしょうか。

例えば、近くに新しくチルドの工場ができたということなのですが、そちらは工場用が適用されるのでしょうか。

審議内容

事務局 城陽市ですと、用途別の料金体系ではありませんので、事業的に大きなところやマンションにつきましては、メーターで75mmでしたり、50mmなどの大口径をご利用いただいております。

最大口径は150mmとなっておりますが、こちらにつきましては学校給食センターが使っております。

20頁につきましては、「工場用」ではなく「工事用」でございました。

申し訳ございません、誤りでございます。

委員 一般家庭の中で、一番中心となるゾーンと言いますか、一番割合が多いゾーンというのがどこなのかを教えてください。

事務局 水量でいいますと1件あたり40m³、口径でいいますと13～20mmのところの使用水量が多いところでございます。

部会長 すぐにどうと言うことではありませんが、水道料金算定要領では、従量料金単価は均一料金が原則となっていて、政策的な配慮から逡増度を設けることについては、特例措置といたしますが例外措置という言い方になっています。

その考え方からしますと、城陽市の場合は給水原価がだいたい160円/m³ですので、本来であれば基本料金も含めて160円くらいの負担になるわけです。

そうしますと、60m³以上の利用者は従量料金単価が200円以上ですので、給水原価以上に支払っていることになります。

40m³以下の利用者は、基本料金を考慮していませんので厳密ではありませんが、給水原価を下回る従量料金単価になっています。

従って、40m³以下の利用者に対しては、配慮しているというところがあるわけです。

昔から議論になるところですが、どうして原価割れの料金単価で水を供給することが許されるのか、という点です。

昭和の時代に京都市では福祉減免を導入しておりませんでした。

他都市では導入しているのに、どうして京都市では導入しないのか。革新市政は頑として水道料金をまけませんでした。

その際の説明が、政策的な配慮によって少量利用者に対しては原価割れの料金

審議内容

単価で水を供給しているの、あえて減免制度を設けなくても、料金体系にすでにそういう考えが含まれている、というものでした。

その分は大口利用者の負担で賄っていたわけです。

そうしますと、どうして大口利用者に負担を求めているのか、という逆の議論になります。

当時は水源確保が問題になっていまして、水をじゃぶじゃぶ使ってもらっては困る時代でした。

ダムを作るなどして、水源開発に時間もお金もかけていなければならぬ。

そういったことから、あまり水を使ってもらっては困りますよねということで、逡増性という概念が認められて、日本社会で一般的に許されるようになってきたわけです。

今回の値上げによって小口利用者の負担も増えるかもしれませんが、原価割れしている中で料金を決めているというところもあります。

給水原価との比較で説明をしていかないと、なかなか納得してもらえないのかなと思いますので、今後議会等に説明する際に、こういった観点から工夫されたらいかがかなと思います。

例えば、改定案②で行った場合に少量利用者の値上げ幅が大きいとしても、全体としては160円/m³かかっているのであれば、安く提供できているという説明もできると思います。

従量料金として40円とか110円とかは原価を間違いなく割っていると思いますので。

いかがでしょうか。城陽市さんからは、どちらの案がいいかということをお聞きの意見でまとめてもらえたらとお聞きしていますので、皆様方のご意見としては、どうでしょう。

原則論で考えますと、改定案②となるかと思いますが。

少しでも基本料金で回収することで、水量が減っても収入の減りを抑えられますし、水を使っただけで安くなりますよ、という意味もあります。

今までどおりで良いということは我々としては言い難いところがありますが、

審議内容

城陽市さんとして今までどおりでいったほうが説明もしやすいということであれば、改定案①もあると思います。

これまでの説明を聞いていますと、改定案②の方が適当かなとは思いますが、政策的な配慮がありますので、改定案②でないといけないというわけではありません。

どうでしょうか、城陽市さんのお考えがあればお示ししていただけるとありがたいのですが。

事務局 担当部局といたしましては、改定案②の方が理屈に合っていると考えております。

委員からもおっしゃっていただきましたが、3%の違いになっています。

これが30%とかになれば話も違いますが、基本的には改定案②で説明していきたいと思っております。

低所得者、少量使用者の方につきましては、ちょっと負担が大きくなる場所がございますけれども、部会長からご意見ありましたように、原価割れしているというのが事実ですので、そのあたりを踏まえた説明の方向を考えていきたいと思っております。

確かに、今まで通り、一律で上げる方が不公平感はないという意見もあるかと思っております。

副部会長からご意見ありましたように、もともと3年から5年で料金を見直すという考えもありますので、その時に最大配水量などの兼ね合いを見直すことも可能かと思っております。

施設能力自体は維持していくというのが現状ですので、パーセンテージは落ちていかない気が今はしております。

ただ、副市長からも最初に申しあげましたように、使用水量が変わっていくケースも考えられます。

その時に配水量が落ちないような状況になれば、配賦割合も変わっていくと考えます。

今回、こういう考え方にしたがって配賦割合の変更をすれば、次の時にも同様

審議内容

の考え方に基づいて変更していくことが理屈としては言いやすいかなと思います。

ただし、次の時に配賦割合が逆転してしまいますと、全体的に水量が減っていく中で、一定額を確保できる配賦割合から元に戻らなければならないということになると、それも微妙かなと思っています。

委員 実際に水道料金を支払うときは、基本料金とか従量料金とか、料金の中身までは見ていないと思います。

主婦の目線ですと、トータルの料金を近隣の市町村と比較するのかな、と思います。そういうふうに考えますと、微妙だなと思っています。

一方で、未来に向けてきっちりとした経営改善をすることを考えると、やはりそういう部分を踏まえて、水道料金の見直しが必要なのかなと思います。

ただ、一つ言えるのは、電気の場合は値上げもありますが、値下げもあります。ですが、水道料金の場合は値下げをするというのが難しいと思います。

個人的には、先を見越した料金体系にするのがいいのかな、と思います。

子ども達とか若い子に、あまり負担をかけないような体系を今のうちに作ってしまうのがいいのかな、と思います。

部会長 近隣事業体との比較について、京田辺市と宇治市では、水系が違います。

宇治川水系の宇治市さんと、木津川水系の京田辺市さんでは、原水の水質も違います。

隣の市ですが、こと水道利用となると、なかなか比較が難しいところがあると思います。

ただ、値上げ後の姿を見ますと、宇治市さん八幡市さんと同じようなグループとしては、値上げ後もそこまで高いものではありませんので、改定案①であっても改定案②であっても、だいたいこれくらいの数字かなとも思います。

あまり節水をやかましく言わずに使ってくださいよ、ということ言うのであれば、立米当たりの値段が安いほうが使ってもらいやすいという気はします。

値上げのときに料金体系を見直して基本水量を廃止しようという全国的な流れがあります。

審議内容

城陽市さんはすでに達成されているので、その問題はないのですが、できる限り基本料金で回収して、従量料金を安くすることでインセンティブを働かせていこうというのも、考え方としてはありなのかなと思います。

どちらかというまとめをするのでしたら、制度として提案していくという意味で、改定案②で提言させていただいて、この後、実際に条例改正案としてまとめたいか、いかにいけるか、いきなりそういうのを提示されるのか、暫定的に考えるのかというのは、行政さんが考えられることで、我々外部のものが言うことではありませんので、こういう料金制度が適当だということを提案させてもらって、その上で、実際に生活に影響を与える部分はどのようにするのかというところについては、ご検討いただけたら良いのかなと思います。

もし異論がなければ、改定案②ということで提言させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

《全委員 資料の異論なし》

部会長 それでは、そのようにさせていただきます。

次にその他の料金に関する事項について、事務局から説明をお願いします。

《事務局より「資料番号3 水道料金のあり方」に基づき説明》

部会長 基本料金減免制度についてご説明がございました。

これはなかなか難しい問題でして、行政施策に関わる問題なので、なかなかどうと言いきいにくいものです。

取りまとめてこういうものです、とは言い難いと思いますが、もしご意見があればお出しいただいて、それを事務局に参考にしていただくようにしていければと思いますので、ご意見があればお願いいたします。

委員 この制度に関しては、少量利用者への配慮と基本的には同じような考え方かなと思っています。

少し話が違いますが、例えば、消費税も全員が平等に負担している中で、負担を緩和しようとする場合は福祉施策として実施されているわけですし、その方が効率よく実施できるかと思います

審議内容

委員 減免制度を有する団体が、府内で3団体しかないということですね。

他の団体にはもともとないのか、なくなったのか分かりませんが、基本的には制度自体がなくなっていく方向だと思います。

結果的にそれを残すかどうかというのは、行政全体の中の施策としてやるものかだと思います。「費用面は一般会計で」とありますように、その部分だけ取り出して水道会計でやるというのは、いかがなものかなと思います。

委員 減免制度というのは、本人からの申請によるのでしょうか。それとも市役所からの案内によるのでしょうか。

この制度の情報はあまり出ていないのでしょうか。

事務局 毎年、本人様から申請していただいて、水道事業側で審査をいたしまして、毎月の基本料金から500円を減免している、ということでございます。

広報としましては、毎年の6月1日号または15日号の広報やホームページでお知らせをしております。

生活保護世帯も減免対象となりますので、ケースワーカーから制度説明があるようですが、福祉部門の窓口で積極的にお知らせしているということはなく、基本的にはホームページや広報を見ていただいて、申請していただくという流れになります。

委員 8,580世帯ということで、かなりの数だなという印象です。

事務局 8,580世帯は累計ですので、これを6で割っていただいた1,500件程度ということになります。

副部長 私も基本的な考え方は同じです。やはり一般会計、行政としてどういうふうを考えるかだと思います。

ただ、他の市町さんもやめていかれたというのは、繰入元の一般会計の財政的が厳しいから廃止されたという話が多かったからだだと思います。

そういう意味では、水道事業は一般会計よりもお金があるではないか、とならないよう注意が必要かだと思います。

窓口や申請の対応が職員の負担になっているところがありますので、窓口をまず市の本体に移して、他の市民税の減免等と合わせて実施できるようにするの

審議内容

が良いのかなと思っています。

部会長 時の選挙の争点になったり、市長さんが政治的に動く際に、当選しやすいようにといった話で動いてしまう時代がありました。

昭和の時代は福祉減免が当たり前の時代でした。

京都市は先ほどお話ししたように、福祉減免を導入しませんでしたでしたが、それは時の助役さんにそういう立場に立って説明をしていただいたからです。

ようやく、行政と公営企業のあり方について理解が進んできて、制度として残すとしても、それはやはり一般行政の税金で補填をして、制度を維持し、情報も一般行政から流していくべきかと思います。

また、それぞれが独自に調査をして実施しますと、福祉で実施している件数と減免の件数が合わないということが起こります。

実務経験者からしますと、水道事業者側が負担してやるべきことではないと思います。

水道事業者側が負担をして実施するのは経営原則に反するので、実施するのであれば、福祉部局だと思います。

福祉部局でやるということになりますと、いろんな福祉施策をやっておりますので、そういうのは排除されていくのではないかな、と思います。

この点は福祉部局で考えてもらうとう流れになれば、水道事業としてはより適切な姿になっていくのではないかなと思います。

制度を廃止するかどうかは、いろいろな意見がありますので、外部の者が言えることではありませんが、水道事業を経営する側からしますと、減免した分は他の誰かが水道料金として負担しているわけですので、応益負担の原則に反していくかと思います。

このようなところでまとめていただければと思います。

副市長 城陽市の場合は急激に人口が増えまして、福祉の先進都市として出発しているところもございます。

今現在減免を受けているという方からすれば、なくなるということになった場合に負担が増えるわけですので、それに対するフォローはしっかりしていかなければ

審議内容

ならないというのも事実でございます。

本日のご意見は十分に参考にさせていただきたく思います。

部会長 それでは、福祉減免につきましては、各委員さんからご意見をいただきましたので、それを参考にさせていただければと思います。

それでは次に、中間報告案についてでございます。

3回の会議を通じまして、部会としての料金水準、料金体系等の考え方について取りまとめてきたところでございますが、それを中間報告として審議会に報告したいと考えておりますので、とりあえず今日の段階の案として、ご説明を受けてご意見をたまわりたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

《資料番号4「城陽市水道ビジョンを実行あるものとするために(中間報告(案))」に基づき説明》

部会長 ありがとうございます。それでは、随時ご意見があればよろしく願います。

1点確認ですが、福祉減免については、あえてこの答申では触れなくて良いと言うことでいいでしょうか。

事務局 事務局といたしましては、審議会からの意見を受けて、今後制度のあり方も含めて検討していきたいと考えておりますので、できましたらこの中でも少し触れただいただければと考えているところでございます。

部会長 でしたら、この附帯意見の(5)くらいに、水道事業が負担している現行の福祉減免のあり方については、見直しが必要と考えます、くらいのことを書くというふうに考えておけばよろしいでしょうか。

事務局 そうですね。なんらかの形で提言としていただければ非常にありがたいと思います。

部会長 それでは、せっかく議論したところですので、追加させていただくということで。あまりとげとげしく書くのもなんですので、一応そういう議論をしたと、見直すべき事項だというくらいで、審議会の方にお返ししたいなと思います。

審議内容

それ以外にありますか。

副部会長 今日のところの料金体系自体は書かないということでしょうか。

水準については既に23%というのを出されていて、その後に料金体系についても検討するべきということを書くのか書かないのかというところかと思います。細かいところまではおそらく無理かと思いますので。

事務局 附帯意見のなかで触れていただければと思います。

部会長 それでしたら、福祉減免の前に、料金体系のあり方についてということで、原則論的な話しを、基本料金のあり方について見直しを進めていくというくらいでよろしいでしょうか。

個別の負担額をいくりにするかまでは触れ難いので、説明のあった基本料金のあり方・考え方に基づいた形に改定していく、という内容でまとめていただいて、(6)で福祉減免についてコメントするという形にさせていただきたいなと思います。

それ以外に記載されていることでご意見があればお願いします。

部会長 この附帯意見の(1)ですが、「低所得者に対する配慮等は審議会において検討を行う必要があります」とありますが、部会から審議会に投げ返した感じになっているので、このあたりは了承していただけますでしょうか。

事務局 会長と調整させていただければと思います。

また、(1)につきましては、事務局に再度預けていただきまして、部会長、副部会長とも調整させていただければと思っております。

部会長 審議会から我々の方にあつた話を投げ返す形になってしまうので、受け止めていただけるかどうかを事前に調整しておく必要があるかなと思います。

止めておこうという話になった場合は、この部分については削除させていただくことになるかと思います。

事務局 ご意見・追記のご指摘をいただきましたので、案文を事務局で一旦作成いたしまして、その内容を部会長、副部会長と調整のうえ、委員の皆様にもおはかりさせていただいて、10月2日に審議会本会を予定しておりますので、その場に出すという流れを取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

審議内容

部会長 事務局からお話ありましたとおり、追加することもありますので、その点も含めて、またご意見をいただければと思います。

そのご意見も踏まえて、取りまとめをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

いずれにしても、検討部会として取りまとめますけれども、もう一度審議会でも議論ができますので、もし取りまとめにご意見があるようでしたら、審議会でもご意見を出していただけたらと思ひます。

中間報告の取りまとめにつきましては、私のほうに最終的には一任していただいたうえで、10月の審議会に臨みたいと思ひます。

よろしいでしょうか。

《全委員 了》

部会長 ではそのようにさせていただきます。

本日の案件は以上でございます。

その他について事務局からお願いします。

3. その他

事務局 部会長ありがとうございました。

事務連絡をさせていただきます。

第4回の審議会でございますが、ご案内のとおり10月2日(火)9時30分から、場所は同じ上下水道部会議室を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

開催通知、会議資料はおって送付させていただきます。

中間報告案の修正につきましては、ご意見等ございましたら、随時、事務局にお知らせいただければと思ひます。

以上を持ちまして、第3回城陽市上下水道事業経営審議会財政検討部会を散会させていただきます。

委員の皆様、ありがとうございました。